

# 静岡県防犯まちづくり条例

〔平成16年静岡県条例第26号〕  
平成16年3月25日制定

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 情報の提供等(第7条・第8条)

第3章 学校等における児童等の安全の確保等(第9条—第13条)

第4章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等(第14条—第16条)

第5章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等(第17条—第20条)

第6章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進(第21条—第24条)

第7章 雑則(第25条)

### 附則

安全に安心して暮らせることは、私たちすべての願いである。

私たちは、温暖な気候と富士山、浜名湖、駿河湾などの豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で築かれた安全な社会を基盤として、多彩な産業を展開し、発展を遂げてきた。

しかしながら、近年、都市化、国際化や情報化の進展などによる社会環境の変化に伴い、全国的に犯罪が増加する中で、静岡県においても急激に犯罪が増加し、県民生活や社会経済活動に多大な不安と損害を与えている。

このように県民生活の安全と社会経済活動の安定を脅かしている犯罪を減らすためには、警察活動に頼るだけでなく、私たち一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、互いに見守り合い、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど犯罪の起きにくい防犯まちづくりに自ら積極的に取り組む必要がある。

私たちは、安全な県民生活と安定した社会経済活動を回復し、訪れる人や進出する企業にとっても魅力ある静岡県を実現するため、一丸となって防犯まちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、県民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が一体となって防犯まちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、

県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、市町並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「県民等」という。)と協力して、防犯まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町との連絡調整を緊密に行うものとする。

3 県は、防犯まちづくりを推進する上で市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町が防犯まちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、その求めに応じて、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、必要があると認めるときは、県民等が次条及び第4条に規定する責務を果たすことができるよう、県民等が行う活動に対し、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(県民の責務)

第3条 県民は、日常生活における、犯罪の防止を図ることによる安全の確保(以下単に「安全の確保」という。)に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 県は、市町及び県民等と協力して、防犯まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(一部改正〔平成19年条例42号〕)

(研修の実施)

第6条 県は、県民等に対し、防犯まちづくりに関する基礎的な研修を実施するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、県は、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を支える指導者を養成するため、専門的な知識及び技術の習得を目的とした研修を実施するものとする。

## 第2章 情報の提供等

### (広報及び啓発)

- 第7条 県は、県民等が防犯まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

### (県民等への情報の提供)

- 第8条 県は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 警察署長は、県民等が地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を推進できるよう、その管轄区域における犯罪の発生状況その他の必要な情報の提供を行うものとする。

## 第3章 学校等における児童等の安全の確保等

### (指針の策定)

- 第9条 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに各種学校のうち主として外国人の児童、生徒、幼児等(以下「児童等」という。)に対して教育を行うもの(以下「学校」という。)並びに児童福祉施設(以下これらを「学校等」という。)における児童等の安全の確保に関する指針を定めるものとする。

(一部改正〔平成19年条例34号・28年21号〕)

### (安全に関する教育の充実)

- 第10条 県は、学校、家庭及び地域と連携して、児童等が犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起ささないための教育を充実するよう努めるものとする。

### (学校等の施設内における児童等の安全の確保のための措置)

- 第11条 学校等を設置し、又は管理する者は、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保を図るため、第9条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (学校等における安全の確保を図るための体制の整備)

- 第12条 学校等の管理者は、必要があると認めるときは、第9条に規定する指針に基づき、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、児童等の保護者、地域における防犯まちづくりに関する自主的な活動を行う県民等の参加

を求めて、当該学校等における安全の確保を図るための体制を整備するよう努めるものとする。

(通学路等における児童等の安全の確保のための措置)

第13条 通学、通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等(以下これらを「通学路等」という。)の管理者、児童等の保護者、学校等の管理者、地域住民及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における児童等の安全の確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 犯罪の防止に配慮した道路等の普及等

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場(以下これらを「道路等」という。)の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第15条 知事及び公安委員会は、共同して、道路等について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した道路等とするための措置)

第16条 道路等を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第5章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等

(犯罪の防止に配慮した住宅の普及)

第17条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第18条 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した住宅とするための措置)

第19条 住宅を建築しようとする者、住宅の設計者及び工事の施工者並びに住宅を所有し、又は管理する者は、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、前条に規定する指針に基づき、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築確認申請時における助言等)

第20条 県は、共同住宅について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により県の建築主事の確認を受けようとする建築主に対し、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、その所在地を管轄する警察署長に意見を求めるよう助言するものとする。

2 前項の規定による助言に基づき建築主から意見を求められた警察署長は、当該共同住宅への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

#### 第6章 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

(防犯責任者)

第21条 事業者は、その事業活動における安全の確保のため、事業所ごとに防犯に関する責任者を置くよう努めるものとする。

2 前項の責任者は、当該事業所において防犯設備の維持管理、従業員への防犯に関する指導その他の犯罪の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備等)

第22条 銀行、郵便局株式会社、信用金庫、労働金庫、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(以下「金融機関」という。)、ぱちんこ屋を営む者並びに規則で定める小売店舗において事業を営む者は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、金融機関の店舗等、ぱちんこ屋の店舗又は規則で定める小売店舗を設置し、又は管理する者に対し、当該店舗等の運営に関し、犯罪の防止に資する情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

(一部改正〔平成19年条例56号・67号・20年43号〕)

(犯罪の防止に配慮した自動車等の普及)

第23条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動車等の普及に努めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した自動販売機の普及等)

第24条 自動販売機の製造又は販売を業とする者は、犯罪の防止に配慮した構造及び装置を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

- 2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機に係る犯罪の防止のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第7章 雑則

(指針の策定手続等)

第25条 知事、教育委員会及び公安委員会は、第9条、第15条又は第18条に規定する指針(以下「防犯指針」という。)を定め、又は変更しようとするときは、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

- 2 知事、教育委員会及び公安委員会は、防犯指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第34号抄)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月13日条例第56号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年10月19日条例第67号)

この条例は、公布の日又は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成20年10月24日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第21号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。